

平成 23 年度第 1 回理事会 議事録

1 日 時 平成 23 年 5 月 25 日(水) 午後 6 時 30 分から午後 7 時 30 分まで

2 場 所 東京都新宿区内藤町 11 番 4
東京都立新宿高等学校 保護者控室

3 出席者 理事総数 8 名(定足数 4 名)

(1) 出席者 6 名

理事長 村上 光一、副理事長 橋本 恵堅、理事 吉村 悟、
理事 鈴木 裕太、理事 森下 利江、理事 仮屋園 巖

(2) 委任状によるもの

理事 篠田 直樹、理事 皆川 誠

(3) 同席者

評議員(総務部長) 秋山 小南

4 議 案

(1) 理事・評議員の退任に伴う新理事・評議員の選任

(2) 平成 22 年度事業報告

(3) 平成 22 年度収支決算と監査報告

(4) 今年度の館山寮運営について

(5) 一般財団法人への移行に伴う新定款の変更

5 審議経過及び審議結果

(1) 本財団法人寄付行為第 25 条により理事長村上光一が議長となり、理事会の
開会を宣言する。

(2) 開会宣言後、議事録署名人として、理事吉村悟、理事森下利江の 2 名を提案し、
満場一致で承認される。

(3) 議案 (1) を別紙により提案。事務局からの説明後、満場一致で承認。

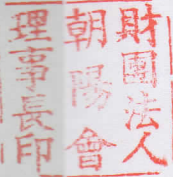
(4) 議案 (2) を別紙により提案。事務局からの説明後、満場一致で承認。

(5) 議案 (3) を別紙により提案。事務局からの説明後、満場一致で承認。

(6) 議案 (4) を別紙により提案。事務局からの説明後、満場一致で承認。

(7) 議案 (5) を別紙により提案。事務局からの説明後、満場一致で承認。

ここで、議長が閉会を宣言(午後 7 時 30 分)



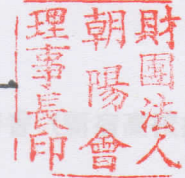
本財団寄付行為第25条に基づき、この議事録が正確であることを証明するために議長
ならびに議事録署名人が署名捺印する。

平成23年5月31日

議長(理事長)

理事長 村上 光

議事録署名人



	新	旧
理事	戸田 弘典	
理事	議事録署名人	
理事	杉崎 香	
理事	岡田 郁子	森下 利江

吉村 悟



森下 利江



(1) 理事・評議員の退任に伴う新理事・評議員の選任

I 理事の退任に伴う新理事の選任（寄付行為第15条）

1 選任理由

篠田直樹理事、橋本恵堅理事、皆川誠理事、森下利江理事が平成23年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため。

2 選任理事候補者名（敬称略）

戸田弘美（新宿高校推薦）、小泉公生（朝陽同窓会推薦）、杉崎香（新宿高校推薦）、岡田郁子（新宿高校推薦）

	新	旧
理事	戸田 弘美	篠田 直樹
理事	小泉 公生	橋本 恵堅
理事	杉崎 香	皆川 誠
理事	岡田 郁子	森下 利江

II 評議員の退任に伴う新評議員の選任（寄付行為第20条）

1 選任理由

木俣隆史評議員、小口淑美評議員が平成23年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため、及び岡田郁子評議員が理事に選任されたため。

2 選任評議員候補者名（敬称略）

x x x x（新宿高校推薦）、x x x x（新宿高校推薦）、山口久恵（新宿高校推薦）、

	新	旧
評議員	飛田 牧弘	木俣 隆史
評議員	山口 久恵	岡田 郁子

III 監事の退任に伴う新監事の選任（寄付行為第15条）

1 選任理由

須永修爾監事が平成23年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため。

2 選任監事候補者名（敬称略）

x x x x（新宿高校推薦）

	新	旧
監事	江川 敦子	須永 修爾

(2) 平成 22 年度事業報告

I 事業の状況

1 教育活動援助（第 4 条第 1 項）

新宿高等学校の教育活動のために下記の援助を行った。

図書寄贈 15 万円

2 寮舎管理（第 4 条第 2 項）

新宿高等学校の 1 年生臨海教室、水泳部夏季合宿に館山寮舎を提供し、学校行事及び部活動のための援助を行った。

(1) 館山寮

① 運営

ア 開寮期間 平成 22 年 7 月 17 日～8 月 22 日

イ 臨海教室 平成 22 年 7 月 24 日～8 月 8 日

1 年生全員対象に第 1 期～4 期の 4 回（各 3 泊 4 日）実施

ウ 部活動合宿 平成 21 年 8 月 10 日～8 月 13 日（水泳部）

エ 利用人数

臨海教室（生徒、教員、OB） 延べ 1, 271 名

水泳部部活動合宿 延べ 209 名

卒業生・一般 延べ 412 名

合計 1, 892 名

② 維持管理

ア 建物関係 火災報知設備保守点検

建物電気設備小規模修繕

イ 給排水衛生設備 浄化槽の清掃及び保守点検等維持管理

受水槽の清掃

ウ 増築工事 女子棟

エ 改修工事 食堂床

(2) 水上寮

寮閉鎖のための積立 50 万円を行った。

3 新宿高等学校関係者相互の交誼を厚くする事業（第 4 条第 3 項）

特になし

4 その他の事業（第 4 条第 4 項）

特になし

役員に関する事項

職名	氏名	就任年月日	担当事業	給与等	備考
理事長	小南 小南	21.7.1～23.6.30	総括	無給	PTA 会長

II 処務の概要

II 処務の概要

1 役員等に関する事項

役職名	氏名	任期	常勤 非常勤	報酬	法人以外の 現職	過去の本法人理事 就任期間
理事長	村上 光一	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	会社役員	
副理事長	橋本 恵堅	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	会社役員	15.7.23～21.6.30
副理事長	篠田 直樹	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高校長	19.7.1～21.6.30
理事	仮屋園 巖	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	18.4.1～21.6.30
理事	皆川 誠	22.7.1～23.6.30	非常勤	無	経営企画室長	
理事	吉村 悟	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	同窓会役員	
理事	鈴木 裕太	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	
理事	森下 利江	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	主婦	19.1.9～21.6.30

役職名	氏名	任期	常勤 非常勤	報酬	法人以外の 現職	
監事	須永 修爾	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	18.4.1～21.6.30
監事	島崎 主税	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	公認会計士	

役職名	氏名	任期	常勤 非常勤	報酬	法人以外の 現職	過去の本法人理事 就任期間
評議員	遠山 孝典	22.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高副校長	
評議員	木俣 隆史	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	18.4.1～19.6.30
評議員	鎌田 邦広	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	16.7.1～19.6.30
評議員	小口 淑美	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	都立高教諭	
評議員	龍岡 友子	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	会社員	16.7.1～19.6.30
評議員	秋山 小南	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	同窓会事務局	
評議員	重岡 英子	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	前PTA会長	
評議員	岡田 郁子	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	PTA会長	
評議員	鈴木 仁志	21.7.1～23.6.30	非常勤	無	自営業	

2 職員に関する事項

職名等	氏名	就任年月日	担当事務	給与等	備考
総務部長	秋山 小南	21.7.1～23.6.30	総括	無給	評議員

役員会等に関する事項

(1) 理事会

開会年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成22年5月31日	① 平成21年度事業報告 ② 平成21年度決算(案) ③ 平成22年度予算変更(案) ④ 基本財産の一部処分について ⑤ 一般財団への移行について ⑥ 理事・評議員の退任に伴う新理事・新評議員の選任について	満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認
平成23年2月15日	① 一般財団法人への移行について ② 平成23年度事業計画(案) ③ 平成23年度予算(案)	満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認

(2) 評議員会

開会年月日	議 事 事 項	会議の結果
平成22年5月31日	① 平成21年度事業報告 ② 平成21年度決算(案) ③ 平成22年度予算変更(案) ④ 基本財産の一部処分について ⑤ 一般財団への移行について ⑥ 理事・評議員の退任に伴う新理事・新評議員の選任について	満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認
平成23年2月15日	① 一般財団法人への移行について ② 平成23年度事業計画(案) ③ 平成23年度予算(案)	満場一致で可決承認 満場一致で可決承認 満場一致で可決承認

4 許可・許可承認に関する事項

許可・認可年月日	許可・認可事項	備 考
平成23年3月7日	一般財団法人への移行申請	内閣府宛の申請

5 契約に関する事項

契約年月日	契約の相手方	契 約 の 概 要
平成22年4月1日	朝陽同窓会	業務委託
平成22年4月1日	本間 仁祐	館山寮管理業務
平成22年4月1日	鈴木 仁志	館山寮管理業務
平成22年4月30日	小島 宏之	館山寮給食業務

6 寄付金に関する事項

寄付の目的	寄付者	寄付金額	受領日	備考
教育援助	朝陽同窓会会員	150,000 円	平成 22 年 7 月 29 日	図書寄贈

7 その他重要事項

なし

本年度収支差額は 24 万円のマイナスとなった。これは予算で見越した収支差額とほぼ等しい。決算の詳報は別添の「収支計算書」「財産目録」「監査報告書」を参照のこと。

本年度概下決算、64 万円を未上乗額を使用して定期預金する。
 予算との対比で 10 万円以上アンダーしたものの

特定会費受取金	104 万円	・納付者が減少したため。
雑収入	60 万円	・本年度の基金入款減少、及びPTAメンバーからの寄付減少などのため。
雑収入	13 万円	・予算との対比で 10 万円以上アンダーしたものの
雑収入	46 万円	・事務契約方式変更による削減。
雑収入	21 万円	・大会参加費の中止。
雑収入	43 万円	・親睦会費の削減。
雑収入	22 万円	・登山車検点検費の削減。
雑収入	16 万円	・予算超過する費目の金額の合計が 23 万円と少なかったため。

監事より「監査結果は適正であった」との認定を得た。

収支計算書
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

科目	当初予算額	予備費使用額	予算合計額	実績	差引残
■ 経常収益					
1 基本財産運用益					
基本財産受取利息	75,000		75,000	44,483	30,517
2 特定資産運用益					
特定資産受取利息	1,400		1,400	2,400	△ 1,000
3 受取会費					
賛助会員受取会費	4,875,000		4,875,000	3,835,000	1,040,000
4 事業収入					
館山寮運営事業収益	8,770,000		8,770,000	8,591,905	178,095
館山寮改修費充当金	8,500,000		8,500,000	8,500,000	0
寄付金収入	630,000		630,000	200,000	430,000
雑収入	0		0	4,500	△ 4,500
4 雑収益					
受取利息	3,600		3,600	2,670	930
当期収入合計(A)	22,855,000		22,855,000	21,180,958	1,674,042
前期繰越収支差額	4,635,525		4,635,525	4,635,525	0
収入合計(B)	27,490,525		27,490,525	25,816,483	1,674,042
■ 経常費用					
1 事業費					
給料手当	640,000		640,000	638,000	2,000
臨時雇賃金	665,000		665,000	534,050	130,950
旅費交通費	140,000		140,000	124,320	15,680
通信運搬費	40,000	2,785	42,785	42,785	0
原価償却費	3,480,153		3,480,153	3,480,153	0
消耗什器備品費	1,351,000		1,351,000	902,685	448,315
消耗品費	875,000		875,000	660,071	214,929
修繕費	11,209,000		11,209,000	10,777,240	431,760
燃料費	230,000	20,829	250,829	250,829	0
光熱水料費	450,000		450,000	438,223	11,777
賃借料	400,000	40,474	440,474	440,474	0
保険料	220,000	26,750	246,750	246,750	0
支払負担金	70,000		70,000	68,262	1,738
支払助成金	100,000	92,460	192,460	192,460	0
委託費	7,228,000		7,228,000	7,010,680	217,320
慶弔金	0	5,000	5,000	5,000	0
2 管理費					
旅費交通費	15,000		15,000	260	14,740
通信運搬費	70,400	14,270	84,670	84,670	0
消耗品費	5,000	13,221	18,221	18,221	0
慶弔金	0	20,000	20,000	20,000	0
租税公課	125,000		125,000	122,265	2,735
3 予備費					
予備費	400,000	△ 235,789	164,211	0	164,211
当期支出合計(C)	27,713,553	0	27,713,553	26,057,398	1,656,155
当期収支差益(A)-(C)	△ 4,858,553	0	△ 4,858,553	△ 4,876,440	17,887
次期繰越収支差額(B)-(C)	△ 223,028	0	△ 223,028	△ 240,915	17,887
支出合計	27,490,525	0	27,490,525	25,816,483	1,674,042

財産目録

平成23年3月31日現在

科目		金額	
■ 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
	現金手許有高	3,652	
	普通預金-中央三井信託銀行本店営業部	541,915	
	普通預金-三菱東京UFJ銀行新宿通支店	946,116	
	普通預金-三井住友銀行新宿通支店	58,077	
	普通預金-ゆうちょ銀行新宿二丁目局	4,841,970	
	普通預金-ゆうちょ銀行貯蓄事務センター	2,357,820	
	流動資産合計		8,749,550
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
土地			
	館山寮 3,884.29平米	50,708,600	
	水上寮 737.34平米	5,721,864	
建物			
	館山寮 787.79平米	34,801,535	
	同 女子棟 66.04平米	8,500,000	
預金			
	定期預金-中央三井信託銀行本店営業部	10,000,000	
	定期預金-三菱東京UFJ銀行新宿通支店	1,500,000	
	定期預金-三井住友銀行新宿通支店	6,000,000	
	基本財産合計	117,231,999	
(2) 特定資産			
預金			
	定期預金-ゆうちょ銀行新宿二丁目局	1,500,000	
	特定資産合計	1,500,000	
	固定資産合計		118,731,999
	資産合計		127,481,549
■ 負債の部			
1. 流動負債			
前受金			
	賛助会費前受け	2,340,000	
	流動負債合計		2,340,000
	負債合計		2,340,000
	正味財産		125,141,549

私たちは上記の計算書類が公正に作成されたことを確認いたしました。

また各理事の業務執行状況は不正の行為または法令もしくは寄付行為に反する事実のないことを確認いたしました。

財団法人朝陽会理事長

村上 光一 殿

平成 23 年 5 月 17 日

財団法人朝陽会 監事

須 永 修 爾



財団法人朝陽会 監事

島 崎 主 税



私たちは財団法人朝陽会の監事として、寄付行為第18条に基づき

平成22年4月1日から平成23年3月31日迄における計算書類

(収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録)

及び会計業務執行状況について監査を行いました。

結果、私たちは上記の計算書類が公益法人会計基準に準拠しており

財団法人朝陽会の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日を

もって終了する事業年度の経営状況を適切に反映しているものと

認めました。

また各理事の業務執行状況は不正の行為または法令もしくは寄付

行為に反する事実のないことを確認いたしました。

以上

収支予算書集計

(4) 今年度の館山寮運営について

I 臨海教室について

- 「東日本大震災に鑑み、今年度の臨海教室を中止する。」との都立新宿高等学校の決定を尊重する。
- ただし臨海教室は半世紀にもわたる新宿高校の伝統行事であるので、「次年からの再開を確約する」ことを新宿高校は了承した。

II 一般宿泊について

- 今年度も7月16日(土)から8月21日(日)まで、館山寮を一般宿泊者に開放する。
- 宿泊者の減少による事業収益の悪化を少しでも食い止めるため、さらなる宣伝をない集客に努める。

III 平成23年度収支予算について

- 現状では別添のとおり予測する。説明は予算対比。
- 収入の部
 - + 賛助会員受取会費 24万円減
 - + 寮使用料収入 635万円減
- 支出の部
 - + 支払助成金 30万円増
 - + 委託費 193万円減
- 収支
 - + 差引 496万円悪化
- 収支とも現況では予算の範囲内なので、予算は変更しない。

	予算	実績	差異
臨海教室について			
一般宿泊について	3,040,000	3,000,000	-240,000
平成23年度収支予算について			
収入の部	0	0	0
+ 賛助会員受取会費	-223,024	-223,024	0
+ 寮使用料収入	788,000	788,000	0
支出の部	540,000	540,000	0
+ 支払助成金	130,000	130,000	0
+ 委託費	34,000	34,000	0
収支	4,048,818	4,048,818	0
+ 差引	961,000	961,000	0
収支とも現況では予算の範囲内なので、予算は変更しない。	210,000	200,000	0
	260,000	260,000	0
	410,000	410,000	0
	450,000	450,000	0
	250,000	250,000	0
	70,000	70,000	0
	200,000	500,000	300,000
	6,948,000	4,820,400	-1,927,600
	10,000	10,000	0
	312,000	312,000	0
	0	0	0
	15,000	13,000	0
	75,400	75,400	0
	0	0	0
	20,000	20,000	0
	120,000	120,000	0
	30,000	15,000	0
	800,000	800,000	0
収支差額(収支差額(B)-(C))	-4,274,747	-9,237,147	-4,962,400

収支予想書集計

勘定科目コード	勘定科目名称	予算	予想	差異
1100	I 経常収益の部			
1110	1. 基本財産運用益			
1111	基本財産受取利息	48,500	48,500	0
1120	2. 特定資産運用益			
1121	特定運用資産受取利息	1,400	1,400	0
1130	3. 受取会費			
1131	賛助会員受取会費	3,840,000	3,600,000	-240,000
1140	4. 事業収益			
1141	寮使用料収入	8,870,000	2,520,000	-6,350,000
1142	館山寮改修費充当金	0	0	0
1143	寄付金収入	150,000	150,000	0
1180	5. 雑収入			
1181	一般受取利息	3,600	3,600	0
1189	その他雑収入	0	0	0
9201	前期繰越収支差額	-223,028	-223,028	0
1100	II 経常費用の部			
1110	1. 事業費			
1111	給料手当	758,000	758,000	0
1112	臨時雇用賃金	540,000	540,000	0
1113	旅費交通費	130,000	130,000	0
1114	通信運搬費	34,000	34,000	0
1115	減価償却費	4,046,819	4,046,819	0
1116	消耗什器備品費	961,000	961,000	0
1117	消耗品費	620,000	620,000	0
1118	修繕費	200,000	200,000	0
1119	燃料費	260,000	260,000	0
1120	光熱水費	410,000	410,000	0
1121	賃借料	450,000	450,000	0
1122	保険料	250,000	250,000	0
1123	支払負担金	70,000	70,000	0
1124	支払助成金	200,000	500,000	300,000
1125	委託費	6,848,000	4,920,400	-1,927,600
1129	雑支出	10,000	10,000	0
1110	2. 管理費			
1111	給料手当	312,000	312,000	0
1112	会議費	0	0	0
1113	旅費交通費	15,000	15,000	0
1114	通信運搬費	75,400	75,400	0
1115	消耗什器備品費	0	0	0
1116	消耗品費	20,000	20,000	0
1118	租税公課	120,000	120,000	0
1119	雑支出	35,000	15,000	0
000	3. 予備費			
001	予備費	600,000	600,000	0
301	次期繰越収支差額(B)-(C)	-4,274,747	-9,237,147	-4,962,400

5 一般財団法人への移行に伴う新定款の変更

- 財団法人朝陽会の一般財団法人への移行申請については、現在内閣府で審査中である。
- 先般一般財団法人への移行後に適用する定款に関し、内閣府担当者から当方提出済み原案を一部変更するようとの助言があった。
- ついては下記の点を訂正したいので、ご審議賜り度。

定款案修正検討箇所

- + 第4条→事業実施区域を入れる方が望ましい
- + 第22条→「職務執行の理事会報告の定め」を入れた方が望ましい
(モデル定款22条3項参照)
- + 第35条→削除
- + 第36条→削除
- + 第37条→2項を必ず変更する(変更なければ登記不可)
→法人法331条の1号か2号を選択する
- + 附則1→文言追加(モデル定款P52・注34参照)
2→同上(モデル定款P52・注35参照)

変更後の定款 別添 「一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会定款」参照のこと。

(事業)

第1条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京都立新宿高等学校の教育活動の支援
- (2) 朝陽会の運営管理
- (3) 東京都立新宿高等学校教職員、生徒、卒業生、ならびに生徒の保護者の間の交誼親睦の向上
- (4) 本事業の土地建物の保管
- (5) 及び理事会の決議で定めたもの

2 前項の事業は東京都、千葉県、及び群馬県にて行う。

第2章 運営及び会計

(基本財産)

第1条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人東京都立新宿高等学校朝陽会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区内藤町11番4号東京都立新宿高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、弊財団が所有する館山寮の運営管理事業や東京都立新宿高等学校の教育の支援に関する事業を行い、もって同校の校風の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 東京都立新宿高等学校の教育活動の支援
 - (2) 館山寮の運営管理
 - (3) 東京都立新宿高等学校教職員、生徒、卒業生、ならびに生徒の保護者との交誼親睦の向上
 - (4) 水上寮の土地建物の保管
 - (5) その他理事会の決議で定めたもの
- 2 前項の事業は東京都、千葉県、及び群馬県にて行う。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1及び別表第2の財産は、この法人の基本財産とする。

- 2 基本財産は評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て定時評議員会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第5号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第13条 評議員に対して、報酬を支給しない。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6ヶ月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第 24 条 なし

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給額の基準に従って算定した額を報酬等として支給する事が出来る。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、電子公告にて行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

